する法律」に、「第四十六項」を「第四十一項」に、「第三十七項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十六項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「第四十六項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十七項中「第三十五項」を「第三十項」に、「第四十六項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第三十八項中「第三十五項」を「第三十項」に、「第三十六項」を「第三十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十九項中「第二十九項」を「第二十四項」に、「第三十一項」を「第二十六項」に、「第三十五項及び第三十六項」を「第三十項及び第三十一項」に、「第三十七項」を「第三十二項」に、「第四十七項」を「第四十二項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十項中「第百三十四条の二第一項」を「第百三十五条第一項」に、「第四十二項」を「第三十七項」に、「第四十四項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第四十一項中「が解散（適格合併による解散を除き、法人税法第十条の三第一項に規定する場合を含む。）をしたときは、当該解散の日（合併による解散の場合には、その合併の日の前日）の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の」を「につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める」に、「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　残余財産が確定したこと　その残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限

二　合併による解散（適格合併による解散を除く。）をしたこと　その合併の日の前日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限

三　破産手続開始の決定による解散をしたこと　その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限

四　普通法人又は協同組合等が法人税法第二条第六号に規定する公益法人等に該当することとなつたこと　その該当することとなつた日の前日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限

第五十三条第四十一項を同条第三十六項とし、同条第四十二項中「第四十四項」を「第三十九項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、同項第一号中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による」を削り、同項第二号中「民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による」を削り、同項第三号中「第百二条第一項（同法第百十九条の規定の適用がある場合に限る。）若しくは第百四条第一項」を削り、「第三十三項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十六項中「第三十三項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十七項中「第三十五項又は第三十六項」を「第三十項又は第三十一項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十八項中「第三十一項」を「第二十六項」に、「第四十五項」を「第四十項」に、「第四十六項」を「第四十一項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十九項を同条第四十四項とし、同条第五十項中「第五十四項」を「第四十九項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第五十一項を同条第四十六項とし、同条第五十二項を同条第四十七項とし、同条第五十三項中「第五十項若しくは第五十一項」を「第四十五項若しくは第四十六項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十四項を同条第四十九項とし、同条第五十五項を同条第五十項とし、同条第五十六項を同条第五十一項とし、同条第五十七項中「第三十二項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第五十二項とする。

第五十三条の二中「、第五項又は第二十七項」を「又は第二十二項」に改める。

第五十四条第一項中「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に改める。

第五十五条第二項中「、第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に改め、同条第五項中「第五十三条第二十五項」を「第五十三条第二十項」に改める。

第五十五条の二第一項中「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に、「第六十六条の四第十六項第一号」を「第六十六条の四第十五項第一号」に、「第五十三条第二十八項」を「第五十三条第二十三項」に改める。

第五十五条の三第一項中「第六十六条の四第十六項第一号」を「第六十六条の四第十五項第一号」に改める。

第五十五条の四第一項中「第五十三条第二十八項」を「第五十三条第二十三項」に、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第五十六条第二項中「、第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十三項」に、「、第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、同条第三項中「、第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に改める。

第五十七条第二項中「第五十三条第五項の規定によつて申告納付する法人税割にあつては、法人の解散の日の属する事業年度又は連結事業年度。以下本項」を「以下この項」に改める。

第六十二条第一項中「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に改める。

第六十三条第二項中「、清算所得」及び「、解散の日」を削り、「本項」を「この項」に改める。

第六十四条第一項中「、第五項若しくは第二十四項」を「若しくは第十九項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に、「、第五項又は第二十四項の納期限」を「又は第十九項の納期限」に改め、同項第一号及び第二号中「、第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に改め、同項第三号中「第五十三条第二十七項」を「第五十三条第二十二項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十三項」に改め、同条第二項中「、第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に、「第五十三条第二十八項」を「第五十三条第二十三項」に改める。

第六十五条の二第一項及び第七十一条の二十六第一項中「第五十三条第三十一項」を「第五十三条第二十六項」に、「同条第四十五項」を「同条第四十項」に、「同条第四十六項」を「同条第四十一項」に改める。

第七十二条第三号中「及び清算所得」を削る。

第七十二条の二第二項中「、第七十二条の三十第一項又は第七十二条の三十一第一項」を「又は第三項」に改める。

第七十二条の二の二第八項の表中「、第七十二条の五の二、第七十二条の六」、「、第六項」及び「第二十九項、第七十二条の二十四の八並びに」を削る。

第七十二条の三第三項中「、各連結事業年度」を「及び各連結事業年度」に改め、「及び清算所得の金額」を削る。

第七十二条の五の二を削る。

第七十二条の六を次のように改める。

第七十二条の六　削除

第七十二条の七第二項中「本項、第七十二条の十三第八項及び第十七項並びに」を「この項及び」に、「本項及び」を「この項及び」に改める。

第七十二条の十二第一号ハ中「及び清算所得」を削る。